平成３０年（フ）第８４号
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘３丁目20番地11
債務者　永井　裕二
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８９号
滋賀県野洲市三上1902番地63　コスモハイツ柳澤201号
債務者　渡邊　三枝
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２５号
兵庫県姫路市庄田94番地
債務者　中尾　圭佑
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１３８号
兵庫県姫路市白浜町甲2098番地１　グランパーチェ201号室
債務者　吉良　義之（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第４３号
奈良県生駒郡安堵町大字笠目549番地の１
吉田ハイツ　104号
債務者　小林　喜司
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第２１１号
広島市安佐南区相田７丁目58番８号
債務者　長谷川　恵
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２６号
佐賀県杵島郡江北町大字上小田2653番地２、前住所長崎県佐世保市吉井町大渡51番地３
債務者　エコライフＺｅｒｏこと　井手　初喜
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第３４号
佐賀県武雄市山内町大字宮野26265番地　市営久保田住宅224号、前住所佐賀県武雄市山内町大字宮野1100番地１
債務者　川野　愛美
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第１２８号
熊本市南区白藤３丁目４番19―903号　白藤団地
債務者　池田美智子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第７号
熊本県水俣市陣内２丁目13番８号
債務者　脇永　　恵
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成３０年（フ）第３１号
青森県三戸郡階上町大字道仏字榊山11番地120
債務者　松村真佐子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第５８号
三重県津市大倉１番19号　ブルースカイ502
債務者　稲垣　真里
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１７号
三重県四日市市松本３丁目15番15号　グラン・シャリオＮ－４Ｃ
債務者　松本　智子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第１８号
三重県四日市市室山町74番地35
債務者　浦口　景三
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第２７号
三重県三重郡川越町大字豊田114番地３　アメージングフラッツＣ―201
債務者　髙木　利人
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第２８号
三重県桑名市大字播磨3073番地　サンハイツＢ棟101号
債務者　稲垣　雅規
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係